

物価高騰対策給付金（定額減税不足額給付） よくある質問

○支給対象者に関すること

Q1 不足額給付の対象となるのか知りたい。

A 対象となる方には、令和7年7月22日（火）以降、給付金額を記載した「給付金のお知らせ」（はがき等）又は「支給確認書」（封筒）を順次送付しています。

対象と思われるのに、8月になっても市からはがき又は封筒の送付がない方は、コールセンター（0422-60-1950）までご連絡ください。

Q2 最近、武蔵野市に引っ越しをしてきましたが、どこの自治体から給付金の案内書類等が送付されますか？

A 令和7年度個人住民税（賦課基準日：令和7年1月1日）を課税している自治体から送付されます。

○手続きに関すること

Q1 給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか？

A 不足額給付の対象となる方に市から送付する書類によって手続きが異なります。

①「給付金のお知らせ」（はがき等）が届いた方【市で口座情報を把握できている方】

…原則、手続不要です。

口座変更や受給辞退等の申出がなければ、書面に記載されている振込予定日に給付金が振り込まれます。

②「支給確認書」（封筒）が届いた方【市で口座情報を把握できていない方】

…「支給確認書」に口座情報等を記入し、添付資料とともにご返送ください。

不備等がなければ、20日程度で指定の口座に振り込まれます。

③対象と思われるのに、はがきや封筒が送られていない方【市で対象であることが確認できなかった方】

…コールセンター（0422-60-1950）までご連絡ください。必要書類をご案内します。

Q2 修正申告により、税額に修正があった場合はどうなりますか？

A 令和7年6月2日（月）を基準日として、原則としてその時点で市が把握している所得税額と住民税額を用いて算定しています。基準日以降に税額の修正があっても、不足額給付の金額の変更は行いません。

Q3 支給確認書の返送後、支給が決定した場合、その通知は送られてきますか？

A 支給決定の通知は送付しておりません。不備のない申請の場合、20 日間程度で指定の口座に振り込まれますのでご確認ください。

Q4 申請書に記載漏れや不備があった場合はどうなりますか？

A 記載漏れや不備があった場合は、お電話やメール、お手紙でご連絡しますが、令和7年11月21日(金)までに記載漏れや不備が解消できなかった場合は支給できません。

Q5 給付金の振込人名義は？

A 「フソクガクキュウフキンムサシノシカイケイカンリシャ」になります。

○制度に関すること

Q1 この給付金は課税対象になりますか？

A 非課税です。

Q2 令和6年度に住民税非課税世帯向け給付金を受給しましたが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受け取ることができますか？

A 併給可能です。

Q3 令和6年分の源泉徴収票に記載されている「控除外額」が不足額給付として支給されますか？

A 「控除外額」は不足額給付の支給額と必ずしも一致するわけではありません。

【一致しない例】

- ・令和6年度に定額減税調整給付金（本市での名称は「物価高騰対策給付金（定額減税調整給付）」）を受給している。
- ・確定申告などで所得税額が源泉徴収票と異なる。
- ・源泉徴収票以外に収入がある。など

Q4 昨年度に定額減税調整給付金（本市での名称は「物価高騰対策給付金（定額減税調整給付）」）を受給していなくても、不足額給付を受け取れますか？

A 昨年度に定額減税調整給付金を受給していなくても不足額給付を受けることはできます。ただし、不足額給付支給時に受け取ることができるのは、不足額給付支給分のみであり、昨年度の定額減税調整給付

金分を含めて受け取ることはできません。

Q5 令和5年12月31時点では親の扶養に入っていましたが、就職して令和6年分所得税が課税されました。不足額給付の対象になりますか？

A 不足額給付の対象となります。その際、所得税は定額減税しきれなかった額を1万円単位に切り上げて支給します。また、個人住民税所得割の定額減税は令和6年度個人住民税所得割が発生していない場合、減税することができないため、個人住民税所得割分の1万円を不足額給付分として支給します。

Q6 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割が0円（いずれも定額減税前）のため、定額減税の対象となりませんでした。この場合、不足額給付を受けることはできますか？

A 不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。
「給付対象者 不足額給付Ⅱ」の要件をご確認ください。

Q7 「給付金のお知らせ」（はがき等）に記載してある口座の変更や給付金辞退の申出期限までに支給対象者が死亡した場合、どうなりますか？

A 支給されません。

Q8 「給付金のお知らせ」（はがき等）に記載してある口座の変更や給付金辞退の申出期限後に支給対象者が死亡した場合、どうなりますか？

A 他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q9 「支給確認書」の返送を行うことなく、支給対象者が死亡した場合、どうなりますか？

A 支給されません。
※支給確認書の印刷・発送のタイミングで届くことがあります。申し訳ありませんがご了承ください。

Q10 「支給確認書」の返送後に支給対象者が死亡した場合、どうなりますか？

A 他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q11 昨年度に定額減税調整給付金（本市での名称は「物価高騰対策給付金（定額減税調整給付）」）を受給しましたが、年末調整で定額減税しきれました。受給した定額減税調整給付金の返還は必要ですか？

A 昨年度の定額減税調整給付金は推計所得税を用いて算定しており、実際は所得税から定額減税しきれた等、給付額が過大であったことが判明しても返還の必要はありません。

○その他

Q1 個人住民税所得割とは何ですか？

- A 個人住民税には、所得金額に応じて課税される所得割と、市内に住所がある方に行政サービスにかかる経費を広く負担していただくため、一定額を課税する均等割の2種類があります。
- 令和6年度個人住民税の定額減税は、所得割が課税された方が対象となり、所得割からのみ減税されています。

Q2 定額減税の対象となる扶養親族とは誰のことですか？

- A 税法上の「扶養親族」となっている方が該当し、同一生計配偶者及び16歳未満の年少扶養親族も含まれます。ただし、国外居住者や、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者、青色事業専従者・事業専従者（白色）は扶養親族に該当しません。